IASBの正統性を巡る近年の研究動向

森 洵 太

キーワード: IFRS、国際会計基準、モニタリング・ボード、デュー・プロセス、適用後レビュー

1 問題の所在

一民間団体である IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会)がグローバルな影響力を持つ会計基準の策定に取り組む現状を、正統性の見地から明らかにしようとする研究が盛んに行われている。2008 年のリーマンショックを契機とした世界的金融危機において、IASB は IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号において認められていない金融資産の保有区分変更を可能にする改訂をデュー・プロセスを経ずに行った。改訂内容は EU の銀行が不利とならないような措置であるとされ、「国家の利害から独立しているはずの IASB が、EU の地域利害を代弁する形」(大石、2012、195 頁)となった。このようなデュー・プロセスを経ずに会計基準を変更した事実は、その正統性を毀損するものとして多くの批判を受けた。

いっぽうで、IASBの基準開発姿勢は金融危機後、変化が生じているとの指摘もある。具体的には、全面公正価値を指向する会計基準の策定から歴史的原価会計への揺り戻しを指摘する論考¹や、基準設定主体として各国 NSS(National Standard Setter:国内基準設定主体)との関係重視を指摘する論考²などである。

そこで本稿では、森(2014)において提示した会計基準設定主体の3つの正統性分類に基づき、金融危機後における IASB の正統性について取り上げられた先行研究を整理し、近年の IASB の活動を正統性の観点から跡付ける 3 。そのうえで、IASB の正統性を解明するためには どのような研究課題が残されているかを抽出することを目的として議論を進めていく。

2 政治的正統性に関する議論

森(2014)では、過去の先行研究にもとに、会計基準設定主体の正統性は図1のように3つの正統性を源泉としてもたらされるものであると定義した(95頁)。

3つの正統性とは①政治的正統性(political legitimacy)、②手続的正統性(procedural legitimacy)、③実質的正統性(substantial legitimacy)であり、ここで政治的正統性とは「選挙を通じた代表者による会計基準の法的権威づけ」であると定義した。本節では、政治的正統

政治的正統性 選挙を通じた代表者による会計基準の法的権威づけ 手続的正統性 公正な手続きに基づく意思決定 実質的正統性 論理的一貫性に裏付けられた会計基準の策定

図1 会計基準設定主体の正統性

出所:森(2014)、94頁。

性の視点から近年の IASB を巡る議論について、EU や各国規制当局との関係に注目しながら 整理する。

Burlaud and Colasse (2011) によれば、IASB はそもそも政治的正統性を持たないため、デュー・プロセスにもとづく手続的正統性、概念フレームワークにもとづく実質的正統性の2つを時間をかけて築き上げてきたとする (p. 43)。なぜ IASB は政治的正統性を有することができないのか、彼らは次のように主張する。すなわち、IASB の起源である IASC (International Accounting Standards Committee: 国際会計基準委員会) は私法の適用を受ける国際機関であり、専門家集団であり、基準適用の強制力を有してこなかった。また、金融危機によってIASC/IASB はそれまでに獲得してきた正統性を損なうという破滅的な帰結をもたらした、と厳しく批判する (p. 44)。

Burlaud and Colasse (2011) の論考に正面から反論したものが Danjou and Walton (2012) である。論争 4 の詳細については本稿では取り上げないが、Danjou and Walton (2012) では 欧州委員会が IFRS を「国際的に認められたベストプラクティス」や「最も適切なベンチマーク」と述べていることから、IASB の正統性はそもそも疑問視されていないと反論する 5 (p. 4)。

各国政府の承認という観点では、Botzem and Dobusch(2012)の指摘が興味深い。1990年代後半においては、国際会計基準の公式な承認はまだ不十分であり、英米諸国は IASB を民間の独立した非営利団体とすることを要求した。そして IASB が承認されることにより、組織そのものと基準の両方に正統性が与えられたと主張する(p. 751)。その後の金融危機では、IFRS の内容や IASB の組織体制に批判が集まることになった。その結果、規制当局や国際機関が参加するモニタリング・ボードが新たに設置され、IASB の活動を監督する組織構造へと変化した。この点について彼らは、EU やその他の法域が①基準設定を行う組織の再構成を求め、②基準の規範的内容に関する要求を表明するという、2 つのレベルで基準形成に影響を及ぼしていると主張する。

2009年に設置されたモニタリング・ボードは、基準設定プロセスの独立性を損なわず、 IASC 財団 (現・IFRS 財団) の公的説明責任を強化することを目的として設立された (IASCF, 2009, p. 6)。 Kusano and Sanada (2019) は、モニタリング・ボードからのフィードバックが

寄せられることにより、規制当局からの圧力を IASB のガバナンス構造に取り込むことができ、IASB が規制当局から受ける政治的圧力を回避することが暗黙のうちに期待されていたと指摘する (p. 292)。IASB は金融危機によってガバナンス構造を変えることにより、「グローバルな金融規制システムの中に自らを深く埋め込むことに成功したのである | (p. 293)。

本節では政治的正統性に関する議論として、主に EU や各国規制当局との関係について取り上げた先行研究を検討した。国際的な民間機関として一国家をバックグラウンドに持たないIASB にとって、EU や各国政府からの承認は基準の強制力という観点から命綱といってよい。IASB は金融危機後にその組織構造に変化が見られ、モニタリング・ボードのほかにも 2013年には ASAF(Accounting Standards Adovisory Forum:会計基準アドバイザリー・フォーラム)を新設した。ASAF は「各国基準設定主体や地域団体のバイラテラルな関係をマルチラテラルで公式なもの」(小賀坂、2013、31 頁)にすることを目的としている 6。「金融危機以後、IASB および IFRS 財団はモニタリング・ボードの新設や規模拡大、さらには ASAF の設立によって、IFRS の策定に関係する団体を公式的に関与させる仕組みを構築」(森、2019、64 頁) しており、IASB の政治的正統性の議論においては、その組織構造の変化にも注目する必要性がある。

3 手続的正統性に関する議論

つぎに手続的正統性の見地から、近年の先行研究を概観したい。森(2014)で定義した手続的正統性は「公正な手続きに基づく意思決定」であった。会計基準設定に関する正統性を論じた先行研究の多くは、正統性の一要件としてデュー・プロセスを掲げる。たとえば、会計基準設定における正統性について論じた最初期の文献である Johnson and Solomons(1984)は、FASB(Financial Accounting Standards Board:米国財務会計基準審議会)のデュー・プロセスがすべての利害関係者に対し「意見を述べる適切・適時な機会を認められており、基準設定過程に影響を与える適切な機会を与えられている」(p. 174)とし、デュー・プロセスの存在が FASB の正統性のひとつの要件となっていることを指摘する。また、Fogarty(1994)は「FASB のデュー・プロセスの真髄は、構成員の意見が基準の最終的な内容にある程度の影響を及ぼすという信念を培うことである」(p. 220、傍点筆者)と述べる。すなわち、デュー・プロセスが実際に機能するか否かにかかわらず、利害関係者にとって意見を採り上げられたという機会を提供する点にその意義を見出すのである。

近年の先行研究に限らず、正統性とデュー・プロセスに関して検討する場合、頻繁に用いられる研究手法がコメントレター分析である。Bamber and McMeeking (2016) は、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の開発において寄せられたコメントレターを分析している。その結果、職域別では会計事務所の影響力は他の利害関係者に比べ相対的に低く、国・法域レベルでは英国の提案にはあまり好意的でないこと、いっぽうで米国の利害関係者のコメントが議論される可能性が高いことを発見した。このことから、デュー・プロセスは必ずしも中立的な装置では

なく、一定のバイアスが存在していることを指摘している。

デュー・プロセスのバイアスについて、Hewa et al. (2018) は否定的である。当該論文では、IFRS 第9号「金融商品:分類及び測定」における予想信用損失 (ECL) モデルの開発に関する 327 通のコメントレターを分析している。分析の結果、どの利益団体も IASB に対して有意な影響力を行使していないことが明らかとなった。また、提出された内容の定性的分析から、2009 年の提案では予想信用損失モデルが複雑であったため、IASB は特に金融機関を代表する作成者の専門知識をデュー・プロセスを通じて活用し、その後の提案における複雑性を縮減させることに成功したとしている。このように、コメントレター分析という共通手法を用いても、観察対象とする会計基準や期間によって、デュー・プロセスの中立性に関する評価には論争がある。

Dobler and Knospe (2016) は、IASBのデュー・プロセスにおける利害関係者の参加に関する決定要因を分析した論文である。彼らは 2006 年~ 2012 年の間に提出された 8,825 通のコメントレターを定量的に分析している。その結果として、デュー・プロセスに対して職域別では財務諸表作成者の参加が、法域別では欧州の関係者の参加が多いこと、IASB単独のプロジェクトよりも米国との MoU プロジェクトへの参加がより多いことを明らかにした。そのうえで、利害関係者の所属国における株式市場の時価総額、社会の個人主義の程度がデュー・プロセスへの参加に対する説明力を持つこと、関係者のデュー・プロセスに対する参加レベルはインプットの機会と正の相関を持つものの、プロジェクトの複雑さとは関係が無いことを明らかにしている。

IFRS for SMEs プロジェクトにおけるデュー・プロセスに注目した Ram and Newberry (2013) は、そもそもデュー・プロセスのある部分は公開で、ある部分は非公開で行われていると指摘する。具体的には、IASB のアジェンダとして追加される前の協議や意見交換は非公開である。そのため、「IASB はデュー・プロセスの公開部分が始まる前にその姿勢を決定」しているという(p. 12)。当該プロジェクトでは、IASB が完全版 IFRS に含まれている認識及び測定に関する要求事項を、IFRS for SMEs においても可能な限り維持するように強くコミットしていることを明らかにしている。

Crawford et al. (2016) は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の基準化に関してインタビュー調査を実施している。IASB は 2007 年のデュー・プロセス規程の修正により、PIR(Post Implementation Review:適用後レビュー)をデュー・プロセスに含めた。この修正により、IFRS として基準化された後も、基準が利害関係者に与えた影響を事後評価し、基準の改訂が必要かどうか検討することが義務付けられたのである。しかし、Crawford et al. (2016)のインタビュー調査の結果によれば、IASB は少なくとも IFRS 第 8 号の PIR において、利害関係者から提起された懸念に対応していないと指摘する(p. 60)。

このように、デュー・プロセスを俎上に載せた先行研究は金融危機後に限っても数多い。 Richardson and Eberlein(2011)が指摘するように、IASBのデュー・プロセスは NSS より も複雑になっており、これは IASB が厳格なデュー・プロセスを導入し、「自己に義務を課す ことによって正統化に努めている」(p. 239) 証左でもある。いっぽうで Pelger and Spieß (2016) は、IASB のアジェンダ・コンサルテーション・プロジェクトが IASB の正統性強化のために 明示的に導入されたと指摘する。実際の運用においては特定の利害関係者集団(機関投資家及 びアナリスト)にフォーカスしており、「IASB は財務諸表利用者に対する評価を高めること よりも、利用者の積極的な参加を証明することに関心があった」(p. 21) のである。少なくとも、NGO、労働者団体、消費者団体、途上国の個人/団体を巻き込むための努力は一切行われて おらず、こうした団体の不在が現代のグローバル・ガバナンス体制における不平等を顕在化させる可能性を指摘する。手続的正統性の見地からは、デュー・プロセスの規程の検討にとどまらず、参加者の職域、国・法域の偏在に関して明らかにすることにより、実態を詳らかに検討する必要があろう。

4 実質的正統性に関する議論

森(2014)では、実質的正統性について「論理的一貫性に裏付けられた会計基準の策定」であると定義した(95 頁)。Johnson and Solomons(1984)は実質的正統性について当該分野に関係する技術的・科学的な知識、能力の保有と定義づけており、先行研究ではしばしばアウトプットの正統性(output legitimacy)とも表現される 7 。

第2節でも取り上げたBurlaud and Colasse (2011) と Danjou and Walton (2012) の論争では、概念フレームワークが議論されている。Burlaud and Colasse (2011) は、IASBの概念フレームワークでは財務諸表の潜在的利用者として「投資家、従業員、債権者、サプライヤー、顧客、国家・政府、ひいては公衆」と幅広い利用者を想定しているにも関わらず、「事業体へのリスクキャピタルの提供を行う投資家のニーズを満たす財務諸表は、他の利用者のニーズの多くを満たすことができる」という単純化を「極めて疑わしい」と批判する(pp. 31-32)。さらに、概念フレームワークが効率的市場仮説やエージェンシー理論を前提とした公正価値は「市場の効率性に対する信念」によって正当化されており、IASBの概念フレームワークは「検証されていない非常に限定的な仮説に基づくものである」(pp. 34-35)と批判している。この点に対しても Danjou and Walton (2012) は厳しく反論する。まず、「市場の効率性に対する信念」であるとする主張に対し、「裏付けを何ら示していない」(p. 11)。公正価値という概念は「非常に長い会計上の伝統に沿ったものである」(p. 12)といえ、Burlaud and Colasse (2011)の論文を「その正統性を真剣に評価するというより、反 IASB のレトリックのように読めるのが残念である」(p. 12)と結論づけている。

会計基準や公表文書の論理性という観点から、談話分析(discourse analysis)という手法を用いた研究として Stenka(2022)がある。Stenka(2022)は IASB の公表文書について談話分析を行い、IASB の提案を承認するために比喩や擬人化によるレトリックが頻繁に使用されていると指摘した。たとえば、つかみどころのない「ユーザー」「多くの」「他の」「幅広い需要」「受け取ったフィードバック」「会計研究」といった概念の曖昧さが、規制当局によって

規制を積極的に認可するために用いられていると主張する。

このように、実質的正統性に関する近年の正統性研究では、会計基準の論理的一貫性そのものを検討するというよりも、レトリックとして概念フレームワークや各種文書が位置づけられていることが特徴的である。先行研究で議論が尽くされていない観点として、概念フレームワークと会計基準間の論理的整合性が保たれているのか、あるいは公表される会計基準の特徴が質的特性の面からどのように変化したか検討するなど、わが国では以前から積極的に取り組まれてきた概念研究を、実質的正統性の観点から取り込むような研究にも意義があるように思われる。

5 今後の研究課題

最後に、本稿での議論から今後の研究課題を検討してみたい。政治的正統性の観点から金融 危機後における IASB の動向に注目すると、組織構造の変化に言及した先行研究が多い。前述 の通り、IFRS 財団内に 2009 年モニタリング・ボード、2014 年に ASAF が設置され、規制当 局との関係性が強化された。これらの関係を図示したものが図 2 である。

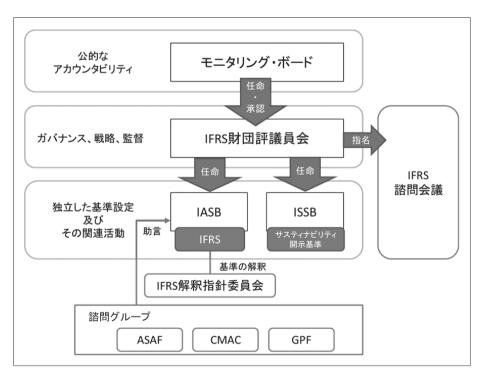


図2 IFRS 財団の三層構造及び ASAF との関係

(出所) IFRSF (2022) p. 14、24 をもとに筆者作成。

モニタリング・ボードは IFRS 財団の三層構造(three-tier structure)の最上層に位置づけ

られており、各国の資本市場規制当局から構成される。すべての評議員の任命権を有しており、「IFRS 財団と評議員会に関する公的な監視を強化」する役割を担う (IFRSF, 2022, p. 24)。 いっぽうで、ASAF は IASB に対して助言や見解を提供する 3つの諮問グループ(Advisory Group)の 1 つという位置づけであり、IFRS 財団の三層構造外の組織である。 ASAF のほかに、

- ・CMAC(Capital Markets Advisory Committee: 資本市場諮問委員会) IASB に対し、国際的な財務諸表利用者から定期的に意見を提供することを目的として設立された。年に3回、会合が開かれる。2003年に Analyst Representative Group として設立され、2011年に改称。
- ・GPF(Global Preparers Forum:世界作成者フォーラム)
 IASB に対し、IFRS を用いた財務諸表作成者から定期的に意見を提供することを目的として設立された。年に3回、会合が開かれる。2007年に第1回会合が開催。

の2団体も諮問グループに含まれる。IASB(IFRS 財団)の活動は、評議員会メンバーの任命権をモニタリング・ボードが持ち、具体的な基準設定活動にはASAF・CMAC・GPFから助言を公式にインプットされる機会が設けられている。このように、各国規制当局・財務諸表利用者・作成者を基準設定構造に取り込んでおり、その活動は複雑化している。このことが政治的正統性の強化につながっているのか、検討する必要がある。

つぎに、手続的正統性の観点から先行研究を整理すると、やはりデュー・プロセスに関する 議論が多くを占めている。研究手法としては、コメントレター分析を取り入れた研究が多い。 金融危機以後のデュー・プロセスに関する議論は、デュー・プロセス規程そのものの変化に着 目した研究や、デュー・プロセスに参加する団体・地域の偏在に着目した研究が目立つ。近年、 IASB は PIR を活発化させており、会計基準公表までのデュー・プロセスのみならず、会計基 準適用後の動きに関しても手続的正統性の観点から研究する余地は大きい⁸。

実質的正統性の観点からは、概念フレームワークを分析対象とした先行研究が多い。会計基準の論理的一貫性を確保するためには、理想的には定められた概念フレームワークに従って演繹的に会計基準が導かれることが望ましい。ただし、現実としてそのような会計基準設定が行われていない以上、概念フレームワークを中心として実質的正統性を議論することは無理があるように思われる。概念フレームワークそのものよりも、公表された会計基準の概念が時系列で揺らぎが観察されるか、また、当初案から公開草案・公表された会計基準に至る中で論理的一貫性がどのように変化したのか等を研究素材とする必要がある。

IASB は時代の要請に合わせ組織や規程を変更し続けており、そのこと自体が研究対象となる反面、研究対象が動き続ける難しさがある。そのため、本稿では金融危機後の先行研究に焦点を絞り、IASB の正統性についてどの部分に重点を置いて研究を進めるべきかを問題意識として設定し、取り組むべき研究課題について抽出することを試みた。今後、IASB の正統性を議論するうえでは、その組織構造・デュー・プロセス・概念の揺らぎに特に注目して研究を進

めていく必要がある。

注

- 1 角ヶ谷(2014)は、金融危機を境に公正価値会計から歴史的原価会計への揺り戻しがみられると 指摘する。
- 2 たとえば小形 (2022) は、2011 ~ 15年の期間におけるIASBの組織編成が、会計プロフェッション中心の組織から国際的規制機関、欧州規制機関の経験者を中心とした組織へと変貌を遂げていると指摘する。
- 3 Sanada (2020) は、民間会計基準設定主体の正統性に関する先行研究を正統性の視点・定義・ 特徴などの観点から包括的にレビューしている。
- 4 山田(2017)は本論争を詳細に検討している。
- 5 山田 (2017) の検討では、IASBの政治的正統性に関する両論文の見解の相違は、両者の政治的 正統性概念の違いにあるとされる (39頁)。
- 6 Miyauchi and Sanada (2019) によれば、ASAFの設立にアングロサクソン諸国やEU諸国は積極的ではなかったという。これは「ASAFの設立がアングロサクソンやEU諸国の影響力を低下させる可能性があるという認識」(p. 373) から生じているという。また、IASB内の既得権益層と新興国等との間で意見の相違がみられており、このような影響力の変化がグローバルな基準設定に重大な不安定要因をもたらす可能性を指摘している。
- 7 アウトプットの正統性についてたとえばRichardson and Eberlein(2011)では、国際機関は国内機関と異なり伝統や象徴、感情的な正統性から恩恵を受ける見込みはほとんどないと述べる Koehane and Nye(2003)の議論を参照しながら、国際機関はその「政策効果(policy efficacy)が、国際的な規則制定権限の行使を正統化するための論拠として伝統的に用いられてきた」(p. 222)と主張する。
- 8 森 (2020) では、IASBがPIRにおいて、学術研究レビューを利害関係者の説得手段として用いている可能性を指摘した。

参考文献

- Bamber, M., and McMeeking, K. (2016) "An Examination of International Accounting Standard-setting Due Process and the Implications for Legitimacy", *The British Accounting Review*, Vol. 48, No. 1, pp. 59–73.
- Botzem, S., and Dobusch, L. (2012) "Standardization Cycles: A Process Perspective on the Formation and Diffusion of Transnational Standards", *Organization Studies*, Vol. 33, No. 5–6, pp. 737–762.
- Burlaud, A., and Colasse, B. (2011) "International Accounting Standardisation: Is Politics Back?", Accounting in Europe, Vol. 8, No. 1, pp. 23–47.
- Crawford, L., Helliar, C., and Power, D. (2016) "The Temporal Nature of Legitimation: the Case of IFRS8", *Accounting in Europe*, Vol. 13, No. 1, pp. 43–64.

- Danjou, P., and Walton, P. (2012) "The Legitimacy of the IASB", *Accounting in Europe*, Vol. 9, No. 1, pp. 1–15.
- Dobler, M., and Knospe, O. (2016) "Constituents' Formal Participation in the IASB's Due Process: New Insights into the Impact of Country and Due Process Document Characteristics", *Journal of Governance and Regulation*, Vol. 5, No. 3, pp. 50–66.
- Fogarty, T. J. (1994) "Structural-Functionalism and Financial Accounting: Standard Setting in the US", *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 5, No. 3, pp. 205–226.
- Hewa, S., Mala, R., and Chen, J. (2018) "IASB's Independence in the Due Process: an Examination of Interest Groups' Influence on the Development of IFRS 9", *Accounting and Finance*, Vol. 60, No. 3, pp. 2585–2615.
- IASC Foundation. (2009) "Press Release: Trustees enhance public accountability through new Monitoring Board, complete first part of Constitution Review, 29 January," https://www.ifrs.org/-/media/feature/about-us/our-history/2009-pr-trustees-enhance.pdf, 2022.11.15 最終閲覧。
- IFRS Foundation. (2022) 2021 Annual Report, IFRS Foundation, https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/funding/2021/ifrs-annual-report-2021.pdf, 2022.11.16 最終閲覧。
- Johnson, S. B., and Solomons, D. (1984) "Institutional legitimacy and the FASB", Journal of Accounting and Public Policy, Vol. 3, No. 3, pp. 165–183.
- Keohane, R. O., and Nye, J. S. (2003) "Global Governance and Democratic Accountability", in D. Held and M. Koenig-Archibugi (eds.), *Taming Globalization. Frontiers of Governance* (Cambridge University Press, Cambridge), pp. 130–159.
- Kusano, M., and Sanada, M. (2019) "Crisis and Organizational Change: IASB's Response to the Financial Crisis", *Journal of Accounting and Organizational Change*, Vol. 15, No. 2, pp. 278–301.
- Miyauchi, T. and Sanada, M. (2019) "Political participation in global accounting standard-setting: Content analysis of the comment letters for the establishment of the Accounting Standards Advisory Forum", *Journal of Accounting & Organizational Change*, Vol. 15 No. 3, pp. 357–381.
- Pelger, C., and Spieß, N. (2016) "On the IASB's Construction of Legitimacy-the Case of the Agenda Consultation Project", *Accounting and Business Research*, Vol. 47, No. 1, pp. 64–90.
- Ram, R., and Newberry, S. (2013) "IFRS for SMEs: The IASB's Due Process", *Australian Accounting Review*, Vol. 23, No. 1, pp. 3–17.
- Richardson, A. J. and Eberlein, B. (2011) "Legitimating transnational standard-setting: The case of the International Accounting Standards Board", *Journal of Business Ethics*, Vol. 28, No. 2, pp. 217–245.
- Sanada, M. (2020) "Legitimacy of Private Accounting Standard Setters: Literature Review and Suggestions for Future Research", *Accounting in Europe*, Vol. 17, No. 3, pp. 264–302.
- Stenka, R. (2022) "Beyond Intentionality in Accounting Regulation: Habitual Strategizing by the IASB", *Critical Perspectives on Accounting*, 102294.
- 大石桂一(2012)「会計規制の枠組み」大日方隆編著『金融危機と会計規制―公正価値測定の誤謬―』 第5章所収、中央経済社、167-201頁。
- 小形健介 (2022) 「IASB の妥協型基準開発行動と組織編成との関係―2011 年―2015 年を対象に―」『會計』第 202 巻第 2 号、43-57 頁。

愛知淑徳大学論集 一ビジネス学部・ビジネス研究科篇 第19号

- 小賀坂敦 (2013) 「会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) について」 『会計・監査ジャーナル』 第 696 号、31-35 頁。
- 角ヶ谷典幸 (2014) 「認識と測定」平松一夫・辻山栄子責任編集『会計基準のコンバージェンス』(体 系現代会計学第4巻) 第6章所収、中央経済社、177-211頁。
- 森洵太(2014)「企業会計審議会の正統性」『愛知淑徳大学論集―ビジネス学部・ビジネス研究科篇―』 第10号、93-108頁。
- -----(2019) 「金融危機後の IASB の変化-2 つの正統性の視点から--」『経営研究』第 70 巻第 1 号、57-76 頁。
- ---- (2020)「会計基準設定過程における適用後レビューの位置づけ―「評価の政治化」の視点から一」『経営研究』第71巻第1号、121-136頁。
- 山田康裕(2017)「IASB による正統性の追求」小津稚加子編著『IFRS 適用のエフェクト研究』第 2 章所収、中央経済社、31-46 頁。